

地方独立行政法人桑名市総合医療センター中期目標

前文

桑名市民病院は、市民に安心・安全な医療を提供し、その健康の保持を図るため、地域の中核病院として昭和41年4月に設置され、開院以来43年間にわたり、救急医療をはじめとする高度医療を提供するとともに、本市及び地域における医療水準の向上に寄与してきたが、平成21年10月1日、特別医療法人和心会平田循環器病院との統合を行うとともに、自律性、機動性及び透明性の高い業務運営と、職員個々の業績や能力をより反映した人事管理及び給与制度の導入が可能となる、非公務員型の地方独立行政法人に移行することとした。

移行後は、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かした病院運営、病院を取り巻く環境の変化への迅速な対応、及び医療の質の更なる向上に取り組むことにより、経営の効率化と職員の意識改革に一定の成果を挙げた。しかしながら、今後、本格的な高齢社会の到来を控え、地域における限られた医療資源を活用し、より効果的・効率的な地域医療体制を確立するために、人的資源である医療スタッフと、物的資源であるベッドや医療機器などの設備を集約し、医療機能及び医療提供体制を再構築することが必要である。

このため、平成24年4月1日、さらに医療法人山本総合病院との統合を行い、この統合を機に、本法人の名称を地方独立行政法人桑名市総合医療センターに変更するとともに、桑名市民病院、桑名市民病院分院、山本総合病院を、それぞれ桑名西医療センター、桑名南医療センター、桑名東医療センターに変更し、同日以降は、この3病院を運営しつつ、再編に向けた準備を行うこととした。

平成24年4月の統合後は、地方独立行政法人移行後に進めてきた取り組みの着実な継続と、3病院の組織融合に努めるとともに、来たるべき本格的な再編に向けた準備を強力に推し進め、もって市民の期待と信頼に最大限応えていくことを期待する。

第1 中期目標の期間

平成21年10月1日から平成26年3月31日までの4年6か月間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 高度医療の提供

(1) 重点的に取り組む医療の実施

救急医療並びにがん、脳血管障害、循環器疾患、糖尿病及び消化器疾患の分野における高度医療及び急性期医療に重点的に取り組むこと。

(2) 診療機能の整備

医療需要の質的及び量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向

や医療需要の変化に即した医療が提供できるよう、診療部門の充実及び見直しを行うこと。

また、地域住民の医療需要に応じた専門外来の設置及び充実を進めるなど、診療機能の整備を図ること。

(3) 高度医療機器の計画的な整備及び更新

各病院に求められる高度医療を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、病院間の密接な連携の下、計画的な医療機器の更新及び整備を進めること。

(4) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力体制の整備

災害時及び重大な感染症の流行時等には、桑名市からの要請に基づき必要な医療を提供するなど、桑名市が実施する災害対策等に協力すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保

各病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れに努めること。

また、特に小児科及び産婦人科について、より多くの採用希望者を集めるべく、魅力ある病院の施設作り及び運営に努めること。

(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上

医師、看護師及び医療技術職員に対して、資格の取得も含めた教育研修体制を充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに地元医師会等と協力し、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(4) クリニカルパスの作成及び適用と後方支援体制の整備

標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供するとともに、転院あるいは退院後の医療が円滑に継続できるように、後方支援体制を整えること。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間等の改善

外来診療、検査及び手術等の待ち時間の改善に取り組むこと。

(2) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者の利便性向上

医療費のクレジットカード等による支払いや、コンビニエンスストアでの収納等、患者の利便性の向上に取り組むこと。

(4) 職員の接遇向上

患者サービス向上の観点から、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティアとの協働によるサービス向上

地域のボランティアと連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加を促すこと。

4 より安心で信頼できる質の高い医療の提供

(1) 医療安全対策の徹底

患者及び市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 患者中心の医療の実践

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底すること。

また、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。またその意見をいう。）を提供する体制を強化すること。

(3) 法令の遵守等

患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

(4) 電子カルテシステムの導入等 I T 化の推進

患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、電子カルテ及び高速通信回線の導入を進めること。

(5) 病院機能評価の認定

公益財団法人日本医療機能評価機構が、実施している病院機能評価の認定を中期

目標期間中の早期に受けることにより、医療の質及び安全対策の検証に努め、市民からの信頼の確保に努めること。

(6) 市民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、市民対象の公開講座の開催やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

各病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局等の体制の整備をはじめ、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置すること。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 事務部門の職務能力の向上

プロパー職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成し、事務部門の職務能力の向上を図ること。

(3) 新しい人事評価制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新しい人事評価制度の導入を図ること。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度を導入し、適切な運用を図ること。

(5) 職員の就労環境の整備

日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある就労環境を整備すること。

(6) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

(7) 予算の弾力化等

地方独立行政法人制度の特長である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、

効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

また、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用及び業務量等の節減を図ること。

(8) 収入の確保と支出の節減

効果的な病床管理を行うことによる病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率の向上を図り、診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点を防止し、未収金の未然防止対策と早期回収に努めるなど、収入を確保すること。

後発医薬品の採用を一層促進するほか、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直しや業務委託の推進など、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより、中期目標の期間中に経常収支比率100パーセント以上を達成すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域医療への貢献

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない非公務員型の地方独立行政法人制度を活用して、医師をはじめとする医療スタッフにより、次に掲げる活動を進めること。

ア 他の医療機関等への支援又は相互交流

イ 地域の医療従事者を対象とした研修会への参加又は講師としての派遣

(2) 地域の医療従事者の育成

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行い、地域における医療従事者の育成を進めること。

(3) 保健医療情報の提供

地域医療のネットワークにおける中核病院として、診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防及び専門医療等に関する情報を他の医療機関等へ提供すること。

2 医療機器の整備

医療機器の整備については、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展な

どから総合的に判断して適切に実施すること。

3 新病院移行の整備

平成27年4月に新病院が整備され、ひとつの病院として一体的に運営される予定であることを前提に、医療機能を含む組織の集約化及び業務運営の融合、一体化を計画的かつ速やかに進めること。また、新病院での業務開始に向けて、診療機能の検討その他必要な取り組みについて、三重大学と緊密な連携を図ること。

変更期日（平成24年1月24日）

この地方独立行政法人桑名市民病院中期目標の一部を変更する期日は、平成24年4月1日とする。